

(問1) 障害児教育から特別支援教育へ何がどう変わるのですか。

これまでの障害児教育は、制度上、盲・ろう・養護学校、小・中学校の障害児学級及び通級による指導において行われてきました。

この度の学校教育法の一部改正（以下「法改正」という。）により、大きく次の3点が変わります。

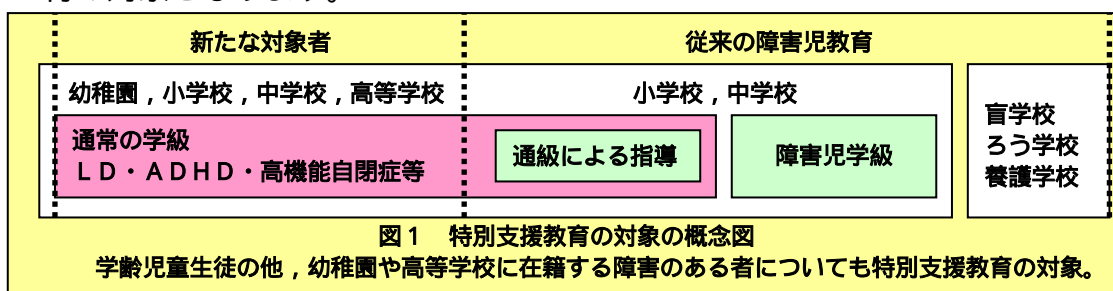
通級による指導とは

小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障害の状態に応じた特別な指導（自立活動及び教科指導の補充）を特別な場（いわゆる通級指導教室）で行う教育形態です。

障害種別に設置されている盲学校、ろう学校、養護学校が障害種別を超えた特別支援学校に一本化されます。

障害児教育の対象に加え、小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD等の障害のある児童生徒が特別支援教育の対象となります。

と同様に、幼稚園及び高等学校における障害のある幼児生徒が特別支援教育の対象となります。



また、盲・ろう・養護学校においては、これまで学校や家庭の要請等により、障害のある児童生徒及びその保護者に対して教育相談を行うなど、地域における障害児教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう取り組んできましたが、法改正により、特別支援学校のセンター的機能が明確に規定されました。

さらに、法改正により、「盲者」「聾者」を「視覚障害者」「聴覚障害者」、「欠陥を補う」を「生活上又は学習上の困難を克服するために必要な自立を図る」、「心身の故障」を「障害」、「特殊学級」を「特別支援学級」とするなど、用語も改正されました。

実践紹介：特別支援学校のセンター的機能

広島県では、平成15年度から県立の盲・ろう・養護学校に専任の教育相談主任を順次配置し、小・中学校等の要請に応じた支援を行うなどのセンター的機能の充実を図ってきました。（平成19年度配置校：広島中央特別支援学校、広島南特別支援学校、広島特別支援学校、呉特別支援学校、広島北特別支援学校）

例えば、広島南特別支援学校では、医療機関や福祉機関と連携を図りながら乳幼児に対して聴力測定や心理発達検査等の実態把握を行うなど、早期からの相談支援を行っています。また、小・中学校等の教員等を対象に発音・発語指導などに関する公開講座を実施するなど、センター的機能の充実に努めています。